

○関ケ原町地域包括支援センター運営規程

平成31年3月25日

訓令甲第5号

(総則)

第1条 この訓令は、関ケ原町が開設する地域包括支援センターが行う地域支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営その他必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の4第2項の規定に基づき関ケ原町が開設する関ケ原町地域包括支援センター（以下「センター」という。）が事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 この事業は、高齢者等が心身の状況及びその置かれている環境に応じて、高齢者等の選択に基づき適切な保健、医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行うものとする。

2 この事業の提供に当たっては、高齢者等の意思及び人格を尊重し、常に高齢者等の立場に立って、利用者に提供される介護予防サービスが特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療及び福祉サービス機関等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(センターの名称等)

第4条 センターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 関ケ原町地域包括支援センター

(2) 所在地 関ケ原町大字関ケ原2490番地の29

(職員の職種、員数)

第5条 センターは、管理者を定めるとともに、次の各号に掲げる職員を配置する。

(1) 保健師

(2) 社会福祉士

(3) その他町長が必要と認める者

2 前項の職員の員数については、関ケ原町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例（平成26年関ケ原町条例第27号。）第2条に規定する基準を満たさなければならない。

(休日及び執務時間)

第6条 センターの休日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、町長が必要と認める時は、臨時に開所することができる。

3 センターの執務時間は、前項に規定する休日を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(事業の内容)

第7条 センターの事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 介護予防・生活支援サービス事業のうち、法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業
- (2) 包括的支援事業のうち次に掲げる事業
 - ア 法第115条の45第2項第1号に規定する総合相談支援事業
 - イ 法第115条の45第2項第2号に規定する権利擁護事業
 - ウ 法第115条の45第2項第3号に規定する包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
- (3) 法第115条の46第7項に規定する多職種協働による地域包括支援ネットワーク構築事業
- (4) 法第8条の2第16項に規定する指定介護予防支援事業
- (5) その他第2条に規定するセンターの役割を果たすために必要と認められる事業
(指定介護予防支援の提供方法及び内容)

第8条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、関ヶ原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年関ヶ原町条例第28号）第30条から第32条までの規定に従い、実施するものとする。

(利用料)

第9条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う指定介護予防支援に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 事業所から片道おおむね5キロメートル未満 200円
- (2) 事業所から片道おおむね5キロメートル以上10キロメートル未満 300円
- (3) 事業所から片道おおむね10キロメートル以上 400円

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、関ヶ原町とする。

(苦情対応)

第11条 センターは、高齢者等又はその家族から苦情又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応しなければならない。

(虐待の防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(身体的拘束等について)

第13条 事業所は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は、行わない。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体的拘束等を行う場合には、その際の利用者の心身状況及び理由等を記録する。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 センターは、社会的使命を認識し、職員の資質向上を図るため研究及び研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

2 職員は、業務上知り得た高齢者等又はその家族の秘密を保持しなければならない。その職を退いた後も同様とする。

3 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

4 この訓令に定める事項のほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この訓令は、平成31年3月29日から施行する。

附 則 (令和6年訓令甲第50号)

この訓令は、令和6年6月18日から施行する。